

## 介護サービス事業者選定審査基準

項 目		審 査 基 準
立地・施設等	1. 土地の状況	借地は長期借用(10年以上30年以下)が建設の要件となる。よって、自己所有地を優位とする。(親族所有地は借地として取り扱う)
	2. 駐車場	家族の利用や地域との交流を考慮し、施設従業者のスペース等の他に駐車場の用地を確保できる土地を優位とする。
	3. 周辺の状況	施設周辺の状況が、自然災害や人為的事故等に対し安全性を確保できる場所を優位とする。
	4. 公園や緑地	施設周辺に散策用の公園や緑地が近い場所を優位とする。
	5. 交通の利便性	家族の訪問等を考慮し、駅やバス停に近い場所、幹線道路に近い場所など交通の利便性のよいものを優位とする。
	6. 施設	利用者の健康、援助及び防災等を考慮し適切であり、使い勝手の良いものを優位とする。
運営等	7. 資金・経営の安定性	長期にわたる経営となることから、建設にあたり、資金計画の良好なものを優位とする。
	8. 安心・安全に関する方針	防災への対策や虐待防止、衛生管理等、利用者の安心・安全への対策が図られているものを優位とする。
	9. 職員の配置・人材育成	利用者が手厚いサービスが受けられる職員配置となっているものを優位とする。また、人材の育成に関して積極的に取り組んでいるものを優位とする。
	10. 設置・運営主体・運営実績	市内法人及び市内で介護サービス事業を行っているものを優位とする。 ※特に実績・経験がない場合は、経験のある事業者等との連携及び支援の有無や経験のある従業者の採用の有無などを考慮。
	11. 事業の実施方針及び事業内容	事業の実施方針及び事業内容が、利用者本位でのサービス提供を目指しているものを優位とする。
	12. 将来構想	将来構想が、市の高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画やまちづくりの方針に合致し、高齢者の真の幸せにつながる形で描かれていて実現可能なものを優位とする。
	13. 地域との連携	地域の住民、関係団体との交流や協力体制が優れているものを優位とする。